

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和3年4月24日に開催した第25回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 公共施設等の休館等の取扱いについて

(1) 次の公共施設は、当面の間休館及び使用休止とする。

市民会館（さくらホール）、公民館、公民館中久保分館、公民館さいかち分館、地区会館、地区集会所、歴史民俗資料館、歴史民俗資料館分館、総合体育館、屋外体育施設、屋外学習体験広場、福社会館、老人福祉館、緑が丘ふれあいセンター（緑が丘コミュニティーセンター・男女共同参画センター）、市民総合センター（福祉関係団体活動室（小・中会議室）、調理実習室、ボランティア・市民活動センター、生涯学習活動室、学校施設（屋内運動場・校庭の開放）、緑が丘出張所会議室、村山温泉かたくりの湯

※情報館「えのき」は、イオンモールむさし村山の対応に準じて休館する。

※各図書館・地区図書館は、貸出・返却のみ実施する。

(2) 都市公園、児童遊園及び地域運動場・運動広場の団体利用については、当面の間中止する。

(3) その他の公共施設については、通常どおり開館するが、事業等が中止となる場合がある。

2 市主催等のイベントの中止について

市が主催又は共催する各種イベントは、当面の間中止する。

3 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について

職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務等を更に推進し、職員の出勤を削減する。

4 市立小・中学校について

通常どおりの登校とするが、部活動については制限付きの実施とする。

5 その他

不要不急の外出を控える旨のメッセージについて、当面の間、防災行政無線、青色防犯パトロールカー及び塵芥収集車等による市民への広報を継続する。